

廃ホテル旅館 での肝試しは 犯罪です!!

●刑法第130条（住居侵入等）

正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、三年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

●刑法第132条 第130条の罪の未遂は、罰する。

※営業していないホテルや旅館に、管理者の許可なく立ち入ることは、「犯罪」です。

※「肝試し」は正当な理由ではありません。
見つけた場合には検挙・補導します。

令和7年6月

福島北警察署

☎ 0 2 4 - 5 5 4 - 0 1 1 0

飯坂幹部交番

☎ 0 2 4 - 5 4 2 - 3 3 6 1